保護者 様

## インフルエンザによる出席停止の通知書

大泉町立東小学校 校長 中本 晋

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる 恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりで す。

> <インフルエンザの出席停止期間の基準> 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてくだ さい。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザに おける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により5日を 経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

大泉町立東小学校長 様

保護者が記入

## インフルエンザにおける療養報告書

				<u>牛</u>	組り	七名		
1	診断を受けた医療	機関:						
		年		Ħ	(診断型:	A型	B型	- 不明)
		·		_	<u>(12191-12.</u>	11	<u>D±</u>	<u></u>
3	登校再開日: 今和 (登校再開に)ける		'		<u>- 月</u> の其淮1〕	᠘᠀᠕ᡎ	五古か	<b>満たす必要があります。)</b>
	(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)							

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。							
出席停止期間の基準							
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0 日とし、翌日から数えて5 日を経過している。						
	⇒ 発症日: 月 日						
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日を経過している。						
	⇒ 解熱した日: 月 日						

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名

(EII)